

別紙-1 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

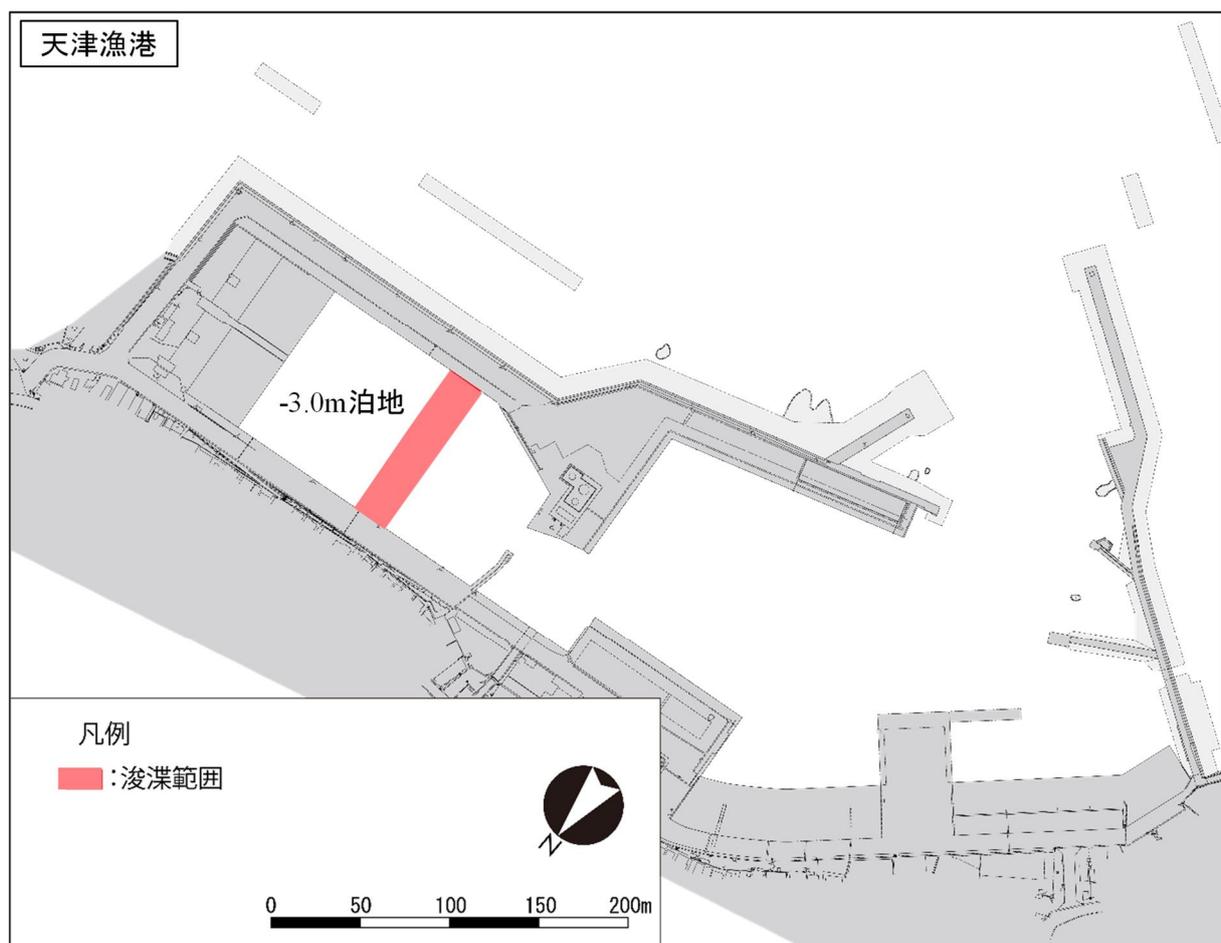
(1) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

天津漁港及び小湊漁港は、房総半島南部の鴨川市の東部に位置する第3種漁港である。両漁港とも沖からの土砂流入により港内に土砂が堆積しやすいため、計画水深を確保すべく、現在海洋投入処分許可を受けてしゅんせつを実施している（天津：23-002、小湊：23-003）。

しかし、許可発給前に座礁事故が発生するなど、しゅんせつが急務となり、令和3年3月に両漁港から1,560m³（天津：922m³、小湊：638m³）しゅんせつした（図-1及び図-2の赤色で網掛けされた範囲をしゅんせつ）。当初は民間の処分場へ搬出し処分する予定であったが、受入れを拒否されたことから、しゅんせつ土砂を容量1m³の大型土嚢に詰め、天津漁港内に2段に積んで仮置きした。仮置きした土嚢の数は、天津漁港分が922個、小湊漁港分が638個であり、天津漁港分と小湊漁港分を分別して仮置きした。

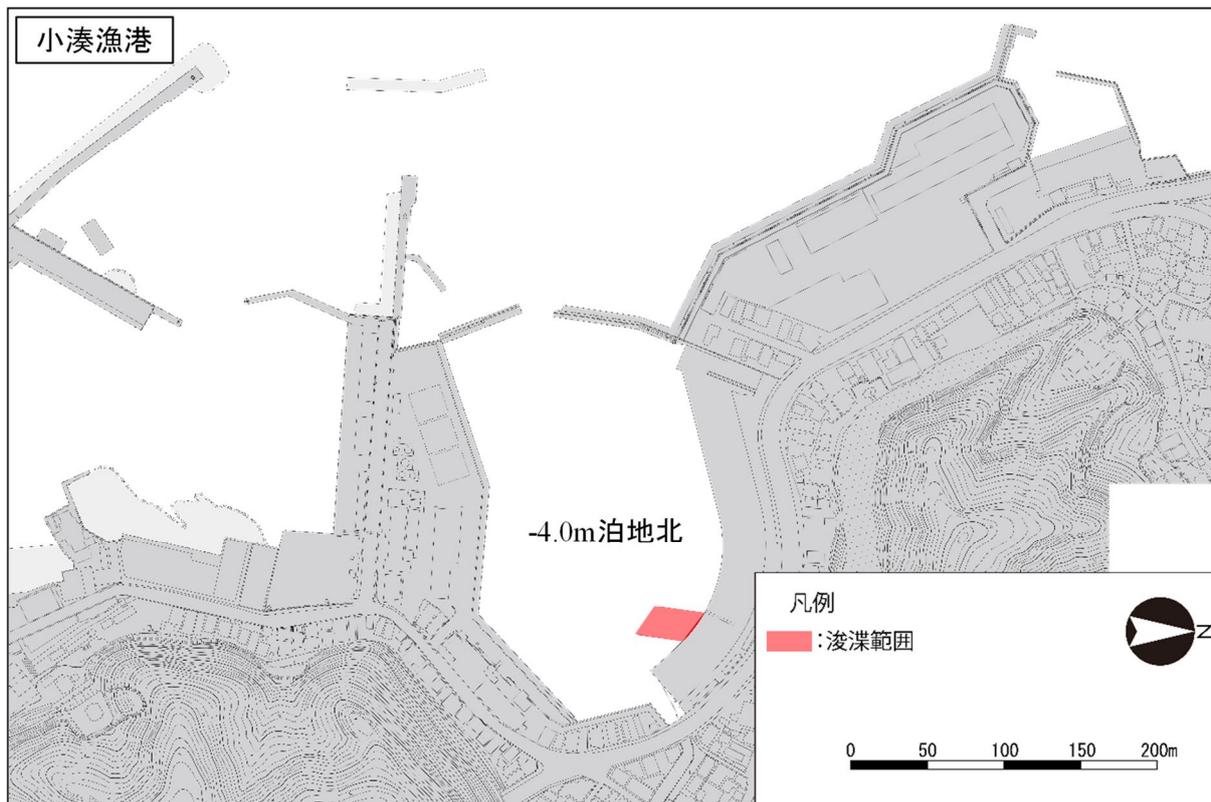
天津漁港におけるしゅんせつ土砂の仮置き状況は図-3及び図-4に示すとおりであり、土嚢の仮置き場所へは、漁港管理者以外は立ち入ることができないようにするために、入り口にフェンスを設置してある。しゅんせつ土砂の仮置き期間は、令和3年3月から現在に至る約4年である。

海洋投入処分しようとする廃棄物の特性を把握するために、仮置きしてある土嚢から試料を採取し性状分析を行った。



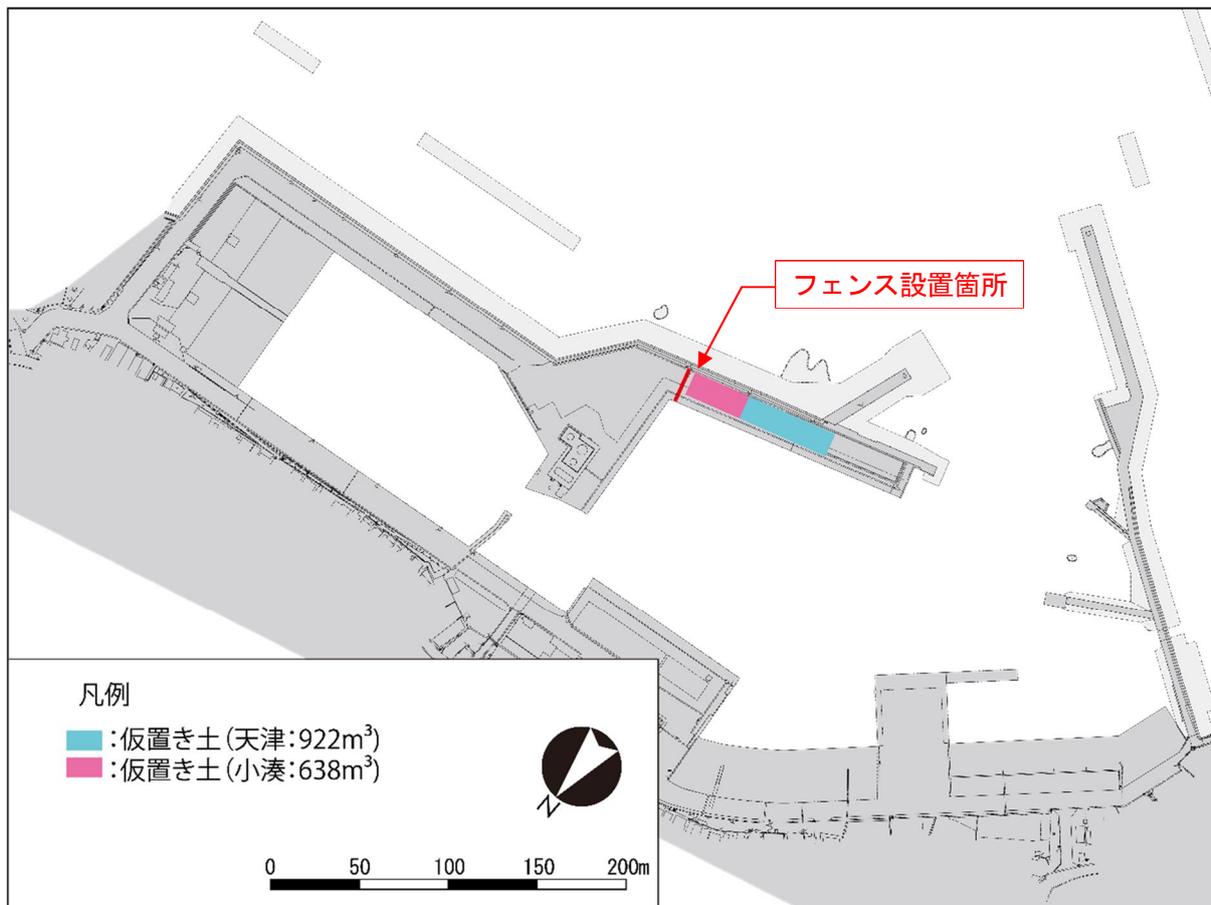
出典：「天津漁港施設平面図」（千葉県南部漁港事務所、平成18年11月）より作成

図-1 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域及び試料採取位置図（天津漁港）



出典：「小湊漁港施設平面図」（千葉県南部漁港事務所、平成18年11月）より作成

図-2 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域及び試料採取位置図（小湊漁港）



出典：「天津漁港施設平面図」（千葉県南部漁港事務所、平成 18 年 11 月）より作成

図-3 天津漁港における仮置き土設置位置

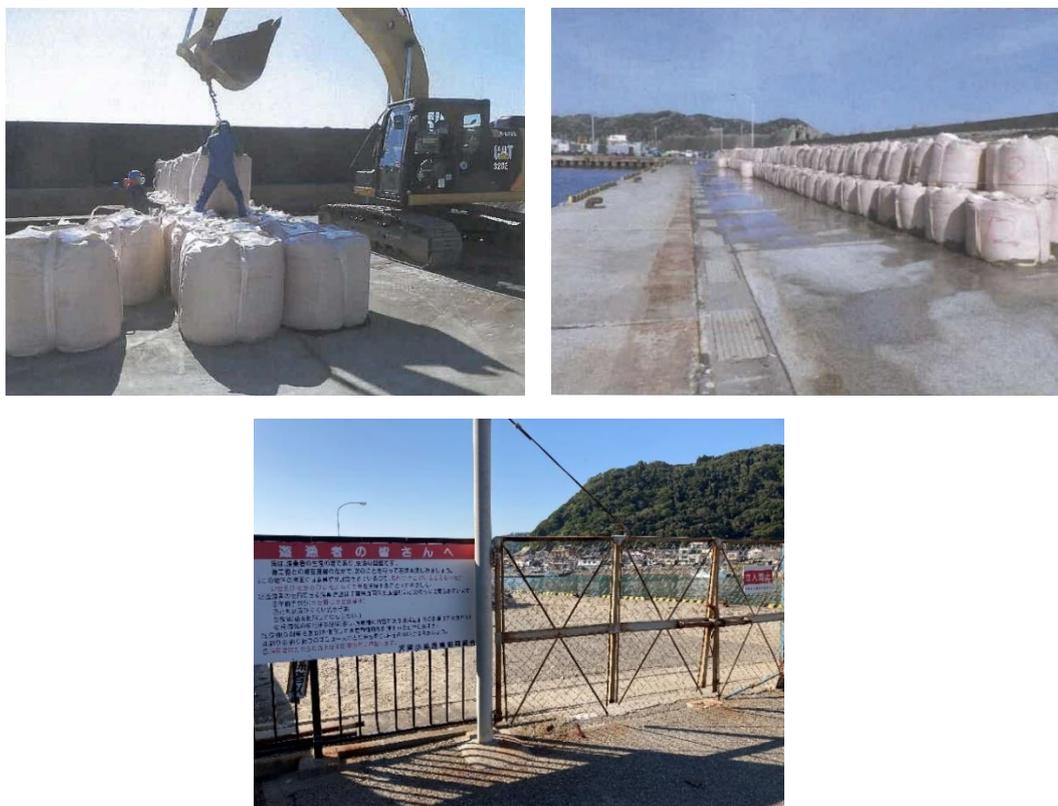


図-4 仮置き土設置状況（左：工事状況、右：設置後、下：フェンス）

(2) 政令で定める基準への適合状況

水底土砂に係る判定基準への適合状況を表-1、表-2 に示す。

全ての項目で水底土砂に係る判定基準を満足しており、しゅんせつにより発生する土砂が、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表-1 水底土砂に係る判定基準への適合状況（仮置き土砂：天津漁港しゅんせつ土砂）

試料採取年月日：令和7年1月14日

(※)は、令和6年6月3日

項目名	単位	No.1	判定	No.2	判定	No.3	判定	No.4	判定	No.5	判定	No.6	判定	No.7	判定	No.8	判定	No.9	判定	No.10	判定	No.11	判定	No.12	判定	No.13	判定	No.14	判定	No.15	判定	基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005 以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	0.1 以下
鉛又はその化合物	mg/L	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.02	○	0.1 以下
有機リン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	<0.05	○	0.5 以下
ひ素又はその化合物	mg/L	0.009	○	0.008	○	0.008	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.009	○	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.003 以下
銅又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	3 以下
亜鉛又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2 以下
ふっ化物 ^(※)	mg/L	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	<2	○	15 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.1 以下
ベリリウム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	<0.3	○	2.5 以下
クロム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	2 以下
ニッケル又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	1.2 以下
バナジウム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	<0.2	○	1.5 以下
有機塩素化合物 ^(※)	mg/kg	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	<4	○	40 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	0.06 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.1 以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.5 以下
ダイオキシン類 ^(※)	pg-TEQ/L	0.0160	○	0.0180	○	0.0180	○	0.0270	○	0.0054	○	0.0055	○	0.0220	○	0.0052	○	0.0053	○	0.0040	○	0.0033	○	0.0052	○	0.0370	○	0.0150	○	0.0210	○	10 以下

備考：基準値は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日 総理府令第6号）別表第1、第1条第2項による。

表-2 水底土砂に係る判定基準への適合状況（仮置き土砂：小湊漁港しゅんせつ土砂）

試料採取年月日：令和7年1月14日

(※)は、令和6年6月3日

項目名	単位	No.1	判定	No.2	判定	基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.005 以下
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	0.1 以下
鉛又はその化合物	mg/L	0.02	○	0.02	○	0.1 以下
有機リン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	○	<0.05	○	0.5 以下
ひ素又はその化合物	mg/L	0.009	○	0.008	○	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.003 以下
銅又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	3 以下
亜鉛又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	2 以下
ふっ化物 ^(※)	mg/L	<2	○	<2	○	15 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.1 以下
ベリリウム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.3	○	<0.3	○	2.5 以下
クロム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	2 以下
ニッケル又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	1.2 以下
バナジウム又はその化合物 ^(※)	mg/L	<0.2	○	<0.2	○	1.5 以下
有機塩素化合物 ^(※)	mg/kg	<4	○	<4	○	40 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	○	<0.01	○	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.06 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.1 以下
セレン又はその化合物	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.5 以下
ダイオキシン類 ^(※)	pg-TEQ/L	0.0039	○	0.0230	○	10 以下

備考：基準値は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日 総理府令第6号)別表第1、第1条第2項による。